

海 外

米州諸国

◆米国連邦準備制度理事会、1989年マネーサプライ目標値等を公表

グリーンスパンF R B議長は、7月20日、「1978年完全雇用および均衡成長法(ハンフリー・ホーキンズ法)」に基づき、議会に半期報告書を提出するとともに、下院銀行財政都市委員会において、当面の金融政策運営につき証言を行った。その概要は以下のとおり。

1. 最近の金融政策と経済動向

昨春以降、本年第2四半期以降、①マネーサプライの伸びが一層鈍化し、②物価も振れの大きい食料・エネルギーを除いた部分では、市場の予想に比べれば比較的落着いた動きになったほか、③ドル高が進行し、④国内需要の増勢も鈍化している。こうした状況下、連銀は6月初、および7月初の2回にわたり^(注)、金融緩和を実施した。

(注) さらに、8月1日の上院銀行委員会では7月下旬にも一段の緩和を実施した旨証言した。

この間、インフレ・リスクは、先行き幾分弱まる方向を示唆しているが、インフレ率自体は依然連銀の目標を上回る高水準にある。したがって現在の連銀の政策運営は、不必要で破壊的なりセッションを避けつつ、物価の

安定を確保していかなければならず、景気と物価のバランスを図る上でデリケートな局面にある。

2. 今後の経済見通し

景気は設備投資、輸出が引き続き底堅く推移するものの、個人消費の伸び鈍化等から、成長率は鈍化するとみている。一方、物価動向については、89年全体としては年前半の食料・エネルギー価格の一時的上昇が響くかたちで、81年以来の高い伸びが予想されるものの、年後半以降は、これまでの金融引締め効果もあって、より落着いた伸びになるとみている(第1表)。

3. マネーサプライ目標値等

89年のマネーサプライ増加率目標値および国内非金融部門負債残高のモニタリングレンジについては、2月に設定された目標値をそのまま承継する。足もとのM₂は目標値を下回る水準にあるが、最近の金利低下を受け、第4四半期までには、下限を上回る水準にまで上昇するものとみられる。またM₃の着地点は、目標レンジの中心近辺になると思われる。なお、貯蓄金融機関の問題解決に向けて事態の進展がみられれば、こうした金融機関への預金還流を通じて、マネーサプライの伸びが高まることが期待されよう。

一方、90年の暫定目標値については、インフレなき安定成長持続の観点から、89年と同一の目標値を設定する。(第2表)。

(第1表)

連邦準備制度の経済見通し

(%)

	1989年		90年	<small>（参考）</small> 政府見通し	
	今回	前回(2月)		89年	90年
実質G N P (第4四半期前年比)	2~2.5	2.5~3	1.5~2	2.7	2.6
名目G N P (%)	6~7	6.5~7.5	5.5~6.75	7.1	6.8
C P I * (%)	5~5.5	4.5~5	4.5~5	4.9	4.1
失業率** (第4四半期)	5.5程度	5.25~5.5	5.5~6	5.3	5.4

*連邦準備制度見通しはCPI-U(都市部消費者全般を対象)、

政府見通しはCPI-W(都市部賃金労働者を対象)ベース。

**連邦準備制度見通しは除く軍人、政府見通しは含む軍人ベース。

(第2表)

マネーサプライ目標値等

(第4四半期平残前年比、%)

	1989年		90年 (暫定目標値)
	今回	前回(2月)	
M ₂	3~7	3~7	3~7
M ₃	3.5~7.5	3.5~7.5	3.5~7.5
国内非金融部門負債残高 (モニタリング・レンジ)	6.5~10.5	6.5~10.5	6.5~10.5

欧州諸国

◆西ドイツ政府、1990年度予算案等を閣議決定

西ドイツ政府は、7月5日の閣議において、90年度(90/1~12月)の連邦政府予算案ならびに中期財政計画(91~93年度)を決定した。

今次予算案の最大の特徴点は、「90年税制改革」(調査月報昭和63年4月号「経済要録」参照)に伴う大幅所得税減税(ネット減税額約241億マルク)の実施等により、財政赤字額が今年度比大幅に増加(今年度実績見込み額286億マルク→90年度予算案346億マルク)している点である。

歳出、歳入両面の概要は以下のとおり。

1. 90年度予算案

(1) 岁出(3,014億マルク、前年度比+3.4%)

——歳出総額の前年度実績見込み比伸び率は+3.4%と、81年度(前年比+8.0%)以来の高い伸びが見込まれる89年度(実績見込みベース、同+5.8%)こそ下回るもの、これに次ぐ高い伸びとなっている。

歳出総額前年比伸び率

83年度	84	85	86	87	88	89	90
					〈見込〉	〈実績〉	〈当初予算〉

0.9%	2.0	2.1	1.7	2.9	2.4	5.8	3.4
------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(注) 83~88年度は決算ベース。

こうした歳出の伸びは、コール政権の不人気挽回策として、本年3月央、①児童手当の引上げ(第2子の児童手当を90年以降現行の100マルクから130マルクへ引上げ)、②東欧圏からのドイツ人引揚げ者等のための公共住宅建設拡大(89年度5.5億マルク→90年度16億マルク)、③長期失業者の雇用促進措置拡充(連邦雇用庁の予算を17.5億マルク増額)、等が決定されたことや、国債利払費が増加すること等によるもの。

(2) 岁入(2,668億マルク、前年度比+1.6%)

——歳入は、前年度比+1.6%と、89年度(+9.4%)比大幅に伸び率を低下。これは、「90年税制改革」に伴い所得税・法人税減税が行われることにより、税収の伸びが大幅に鈍化(89年度+9.6%→90年度+0.3%)するため。

また、ネット減税額については「90年税制改革」当初案に比べ大幅に増加(当初191億マルク→現時点241億マルク)。これは、利子所得源泉税の廃止(7月1日)が決定された(5月10日閣議決定、調査月報本年6月号「経済要録」参照)ほか、連立政権の選挙対策として以下のような税負担軽減措置が決定されたことによるもの。

- ① 利子所得の非課税枠引上げ(独身者300マルク→600マルク、既婚者600マルク→1,200マルク)。
- ② 賃貸住宅建設にかかる償却期間の短縮(50年→40年)。
- ③ 「中小企業売却益にかかる租税優遇措置(中小企業の売却による利益<30百万マルク以下>に関しては現在軽減税率<普通税率の1/2>が適用されている)の廃止」見送り。

2. 上記予算案等について、ワイゲル蔵相は以下のとおりコメント。

- ① 90年度予算案における歳出総額の前年度比伸び率(+3.4%)については、高めという指摘はあるかも知れないが、名目GDP成長率(政府経済見通し<1/24日閣議決定>+4.5%)を下回っていることから国民経済における政府のウエイトはさらに低下することになる。
- ② 西ドイツ経済は、その拡大傾向が広い分野において定着しており、成長のダイナミズムはきわめて強い。こうしたなか、抑制的な歳出姿勢を堅持することは、経済の自律的な拡大を継続させていくうえでの大きな前提条件である。

1990年度予算案および中期財政計画の骨子

(単位:億マルク、()内前年比、()内前年比増減額)

	1989年度 (実績 見込み)	90年度 (当初 予算案)	中期財政計画		
			91年度	92年度	93年度
歳出総額	2,913 (5.8)	3,014 (3.4)	3,114 (3.3)	3,200 (2.8)	3,290 (2.8)
歳入総額	2,627 (9.4)	2,668 (1.6)	2,784 (4.3)	2,917 (4.8)	3,026 (3.7)
税 収	2,414 (9.6)	2,421 (0.3)	2,535 (4.7)	2,668 (5.2)	2,777 (4.1)
ブンデスバンク 納付金	50 (48)	70 (20)	70 (0)	70 (0)	70 (0)
政府出資企業	2 (Δ 23)	5 (3)	0 (Δ 5)	0 (0)	0 (0)
財政赤字額	286 (Δ 68)	346 (60)	330 (Δ 16)	283 (Δ 47)	264 (Δ 19)

◆英國、サッチャー首相、内閣の大幅改造を発表

英国のサッチャー首相は、7月24日、内閣の大幅改造を決定、発表した。今回任命された新内閣の主要な布陣は、以下のとおり。

副首相 Sir Geoffrey Howe

外相 John Major

国防相 Tom King

産業貿易相 Nicholas Ridley

保守党幹事長 Kenneth Baker

教育・科学相 John MacGregor

運輸相 Cecil Parkinson

社会保障相 Antony Newton

環境相 Christopher Patten

大蔵担当閣相 Norman Lamont

——首相を除く21閣僚のうち13閣僚が更迭、残り8閣僚(Lawson 蔵相、Hurd 内相ほか)は留任。

——今回の大幅改造は、サッチャー政権発足(79年)以来最大規模であるが、これは医療制度改革、水道事業の民営化等国民に不人気な政策の実施等により、このところ保守党支持率が低迷していることなどから、若返りで体制固めを図ったもの。

◆イタリア、第6次アンドレオッティ内閣成立

イタリアでは、7月23日、キリスト教民主党(以下キリスト教民主黨)アンドレオッティ前外務大臣が5党連立(キリスト教民主黨、社会党、共和党、社会民主党、自由党)による組閣を完了し、コシガ大統領に閣僚名簿を提出。これにより、去

る5月19日にデ・ミータ内閣が総辞職して以来2か月以上の政治的空白にピリオドが打たれ、戦後49代目の第6次アンドレオッティ内閣が成立した。

——デ・ミータ前首相は、財政再建のあり方(とりわけ医療費等福祉関連予算の削減)につき連立政権内部において社会党と対立、また地盤であるキ民党内においても本年2月の幹事長選挙にて敗北を喫するなど行政運営面で行詰まりを見せ、5月19日に内閣総辞職に追込まれた経緯。

今次組閣における主要閣僚の顔触れは、以下のとおり。

首 相 Andreotti (キリスト教民主黨)

副 首 相 Martelli (社会党)

藏 相 Carli (キリスト教民主黨)

外 相 De Michelis (社会党)

内 相 Gava (キリスト教民主黨)

商 工 相 Battaglia (共和党)

貿 易 相 Ruggiero (社会党)

予 算 相 Cirino Pomitino (キリスト教民主黨)

E C 担当相 Romita (社会党)

——今回の就任にあたり、アンドレオッティ首相は、デ・ミータ前内閣同様、財政再建の早期実現を第一の政策目標に掲げているが、そのやり方については、連立政権内での意見の対立という問題を踏まえ、「デ・ミータ政権の導入した医療費有料化政策は誤り」と発言するなど、本年6月のE C議会議員選挙にて勢力を拡大した社会党にかなり配慮している。また、組閣にあたっても、外相ボス

トを社会党に明渡す一方、デ・ミータ内閣において社会党が占めていた蔵相に経済界の重鎮カルリ元イタリア中銀総裁(キ民党)^(注)を登用する等、キ民党・社会党間のバランスに腐心の跡がうかがえる。

(注) Carli 新蔵相は1914年 Brescia 生れ、Padua 大学法部卒業後34年 I R I (産業復興公社)に入社、57年貿易相を経て60~75年イタリア中銀総裁。その後、76~80年イタリア経団連会長に就任するなど、イタリア経済界の重鎮。

アジア諸国

◆台湾、銀行法を改正

台湾立法院は7月11日、預金・貸出金利の自由化等を盛込んだ銀行法改正案を可決し、7月17日に公布した。これは昨年1月に可決された証券取引法改正につぐ第2弾の金融自由化措置であり、銀行法改正としては1975年以来の大幅改正となった。

主要改正点は以下のとおり。

(1) 金利の自由化

従来各種預金最高金利は中央銀行が定め、また貸出金利については銀行協会が上限下限を定めた後、中央銀行の承認を受けることが必要とされていたが、今後はこうした規定を廃止し、各行が資金の需給状況に基づき自主的に金利を決定することが可能となった(ただし、銀行の健全経営を脅かすような行き過ぎた金利競争が発生した場合には、金融市场の安定確保の観点から、中央銀行は預金・貸出金利の上限下限を設定することができる)。

(2) 民営銀行の設立認可

これまで公営銀行しか認められていなかった銀行について、民営銀行の新規参入を認め、競争を促進する。

(3) 銀行業務の自由化

銀行(含む外銀支店)の業務範囲を拡大する。とくに外銀支店については、「貯蓄預金」(個人、非営利法人が預入する普通定期預金で、一般的定期預金より高い金利を付与)の受入れ、長期貸出(従来認められていなかった7年超の貸出)の実行、信託業務およびその他付随業務の取扱いを認めるなど、業務範囲の大幅拡大を認可する。

(4) 銀行経営の健全化推進

① 銀行株式に関する持株制限規定を新設(同一株主が所有できる株式を発行総数の5%以下に制限するほか、またその株主の関係者<2親等以内の親族および本人・配偶者が経営する会社>による株式所有についても発行総数の15%以下に制限)。

② 銀行の自己資本比率規制を導入し、同比率を8%以上の水準に維持することを義務付ける(この種の規制が導入されたのは初めて)。

③ 法定利益準備金の積立率を資本金の20%から30%へ引き上げるほか、利益分配も制限。

(5) 地下投資会社の取締り強化

高利配当をうたい文句に不特定多数の投資家から資金を調達し、これを土地、株式等に運用してきた地下投資会社と称する組織を厳しく取り締まる。これは、①現在台湾で大きな社会問題となっている土地・株の高騰が地下投資会社の運用資金によって引き起こされていると見られていることに加え、②放漫経営から倒産に追い込まれ、投資家の利益をそこねるケースが多発していることによるもの。

◆台湾、外貨建インターネット銀行市場を開設

台湾では、このほど外貨建インターネット銀行市場(わが国のドルコール市場に相当)開設が決定され、8月7日より翌日物から1年物までの取引が開始された。台湾中央銀行では本措置について「最近における一連の金融自由化措置の一環として実施に踏切ったものであり、これを機に、今後台北をアジアの国際金融センターとして育成していく」(謝森中総裁)旨表明している。なお、同中央銀行では、市場取引の拡大に資するため、外貨準備(750億米ドル<89/5月末>)から30億米ドルを拠出し、低利(シンガポール銀行間レート<SIBOR>比マイナス0.0625%)で市場に放出する方針。

◆香港、預貸金金利を引下げ

香港銀行協会は、8月4日、銀行預貸金金利を0.5%引下げる旨決定し、8月7日から実施した。英系主力2行(香港上海銀行、スタンダード・チャータード銀行)では、上記決定に基づいて預貸金金利を引下げるとともに、プライム・レートについても同時に0.5%引下げた。今回の措置は、米国での市場金利低下等に伴い香港インターネット銀行レートが弱含んでいることを受け実施されたもので、金利引下げ措置としては本年に入って3回目。

香港の預貸金金利の推移

(年利・%)

		旧 金 利 (7月10日変更)	8月7日
普 通 預 金		5.75	5.25
定期 預 金	1 か 月	6.50	6.00
	3 か 月	7.00	6.50
	6 か 月	7.25	6.75
	1 年	8.00	7.50
プライム・レート		10.50	10.00

◆マレーシア、銀行金融機関法を制定

マレーシア議会は6月28日、銀行金融機関法(the Banking and Financial Institutions Act 1989)を可決した(実施日未定)。

本法は従来の金融関係2法(銀行法、ファイナンス・カンパニー法)を統合する一方で、外銀支店の現地法人化義務付けや中央銀行の考查権限強化等を新たに盛り込んだ点が特徴となっており、その狙いとしては、①外銀を現地法人化することにより外銀と地場銀行との競争条件の均等化を促進できること、②中央銀行の考查権限強化により、近年急増している金融犯罪の防止や金融機関の資産内容の健全化を図ること等が挙げられている。

なお、マレーシ亞中銀では、現地法人化できるのはすでに支店を保持している外銀(16行)に限定し、新たにマレーシ亞への進出を希望する外銀に対しては、「従来通り、地場銀行への資本参加(株式取得上限20%)を通じるかたちに限定していく」(フセイン総裁)方針。

本法の概要是以下のとおり。

(1) 外銀支店の現地法人化の義務付け

マレーシ亞国内で現在営業活動を行っているすべての外銀支店は、原則として、5年内に同国会法(Companies Act 1969)に基づく現地法人として登録しなければならないこととなった(最低資本金1千万リングギ $<4億8,500万円>$)。

なお、現地法人として登録した外銀はマレーシ亞国内での支店開設や100%出資子会社の設立が可能となる(現在同国で支店を設置し、営業活動を行っている外銀支店は計16行に達しており、総資産は約4百億リング(1兆9,000億円)と同国の銀行総資産の約35%を占めている<89年6月時点>)。

(2) 中央銀行の考查権限の強化

マレーシ亞中央銀行は、市中金融機関に対し事前の通告なしに抜打ちで調査を実施できることとなり、調査の結果によっては営業停止を命ずることも可能となった。

(3) 地場金融機関に関する持株比率規制の導入

大株主による金融機関の私物化に伴い不正融資事件が頻発している状況にかんがみ、地場金融機関の発行株式に関して、原則として個人(家族を含む)10%、企業20%以内に持株比率を制限するとともに、金融機関相互間での株式の持合いを新たに禁止した。

◆パキスタン、1989/90年度予算発表

パキスタン政府は6月3日、1989/90年度(89/7月~90年6月)予算を発表した。本予算の特徴点として、政府では、「歳出面でインフレ抑制の観点から歳出規模全体の伸びを抑える(前年比87年+18.0%→88年+7.6%→89年+6.6%)中で、海外からの直接投資受入れの前提となる社会資本の整備に重点配分する一方、歳入面では国営企業の政府所有株式売却により財源拡充を図った」(ピラチャ蔵相)旨説明している。

本予算の概要は以下の通り。

(1) 嶸 入

海外からの援助の大幅増加(前年比+41.9%)が見込まれているほか、国営企業の政府所有株式売却により租税外収入も増加(同+10.4%)するものの原材料等に対する輸入関税の引下げ(輸出産業の育成が主たる狙い)により、全体の51%を占める租税収入が減少する(同△9.0%)ため、歳入全体では同+2.8%と小幅の伸びとなっている。

(2) 嶌 出

対内・外借入増に伴い債務返済費が増加(前年比+21.7%)するほか、海外からの直接投資受入れ拡充を図るために社会資本整備を中心とする連邦開発支出も拡大(同+21.5%)するものの、歳出全体としては、インフレ抑制の観点から各州政府に対する補助金・開発支出が削減される(同△3.8%)ことなどから、前年比+6.6%と88/89年度修正予算の伸び(同+7.6%)を下回っている。

(3) 財政 収 支

歳出の伸びが歳入の伸びを上回っていることから、財政赤字額は△119億ルピーと前年実績(△43億ルピー)を大きく上回っている。

パキスタンの1989/90年度予算の概要

(単位:億ルピー、%)

		1988/89年度		1989/90年度	
		当 初	修 正	前年度比	構 成 比
歳 入	経 常 勘 定 計	1,169	1,274	1,237	- 2.9 63.6
	うち 租 税 収 入	986	1,089	991	- 9.0 51.0
	租 税 外 収 入	183	366	404	10.4 20.8
	州政府への還付	- 29	- 181	- 264	45.9 -13.6
歳 入	資 本 勘 定 計	523	618	708	14.6 36.4
	うち 海 外 援 助	283	289	410	41.9 21.1
	歳 入 計	1,692	1,892	1,945	2.8 100.0
歳 出	経 常 勘 定 計	1,210	1,249	1,404	12.4 68.1
	うち 債 務 返 済 費	446	489	595	21.7 28.8
	国 防 費	483	489	522	6.7 25.3
	補 助 金	42	69	76	10.1 3.7
歳 出	資 本 勘 定 計	546	505	560	10.9 27.1
	うち 開発支出(連邦)	354	340	413	21.5 20.0
	開発支出(州政府)	186	128	128	0.0 6.2
歳 出	各 州 補 助 金	108	108	99	- 8.3 4.8
	歳 出 計	1,864	1,936	2,063	6.6 100.0
収 支	尻	- 172	- 43	- 119	— —